

ID: 1560

担当部署: 産業観光課

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の変更等の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の10第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第11条の10の規定による。</p> <p>第11条の10 前条第1項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項から第5項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第4項及び第5項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日